

つくば絵画会（つくば絵画会アトリエ運営）規約

1. 名称・運営内容：本会は「つくば絵画会」とし、本会アトリエの使用および運営内容をここに定める。

2. 所在地：本会のアトリエは「創造の学び舎」つくば市並木3-16-8に置く。
本会の運営管理事務局は「Cloud Nine」つくば市大角豆945に置く。

3. 目的：本会は、絵画芸術を楽しみながら、絵画文化への関心と理解を高め、会員同士の活動・交流を行い、同時に会員相互の親睦を図りながら広く芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

4. 活動内容：本会は上記目的を達成するため次の活動を行う。

(1) 絵画文化への関心と理解を高めるための集会ならびに展覧会等行事

(2) 会員相互の親睦を図るための集会ならびに行事

(3) その他、この会の目的遂行のための活動

5. 会員：本会は、上記目的に賛同し、活動に参加協力する者により構成され、次の会員区分を設ける。

(1) 賛助会員：つくば絵画会の情報を共有し、集会ならびに展覧会等行事に参加することが出来る。また一定期間Cloud Nine常設ギャラリーで作品展示販売することが出来る（展示費用無料、スペース制限あり、販売コミッションあり）。つくば絵画会ホームページへの情報掲載が無料で出来る。

※この賛助会員枠は全ての会員（アトリエ会員、絵画指導会員、支援指導会員）が該当します。

(2) アトリエ会員：アトリエを使用し作品制作活動、情報共有することが出来る。また、絵画指導会員に随時指導依頼することができる。（依頼方法内容は別に定める。）

(3) 絵画指導会員：アトリエを使用し絵画製作指導する教室を開くことが出来る。

(4) アトリエ会員支援指導会員：アトリエ会員からの依頼を受け絵画指導・助言・製作伝授に協力する。

6. 会員会費・アトリエ使用料

本会の運営のため、会員は年会費を納入するものとする。年会費は1,000円とし、年毎の前納制とし、毎年12月までに納入するものとする。この年会費は、会員への1年間の連絡通信費等の事務費として事務局が管理する。

また、アトリエを使用するアトリエ会員、絵画指導会員は、次に定める経費をアトリエ使用料とし使用月分を毎月末までに納入するものとする。

(1) アトリエ会員 アトリエ使用料6,000円（月額／週一回・月4回）最低利用回数毎月4回（1回4時間）の利用。

また、アトリエに空きがあれば1回分使用料1,500円を加算して追加利用できる。

(2) 絵画指導会員 アトリエ使用料6,000円（月額／週一回・月4回）及び指導人数割による別途契約使用料。

なお、アトリエ会員への絵画指導のみの場合には使用料は徴収いたしません。

(3)臨時的なアトリエ使用料 月4回の定期使用以外にアトリエを利用したい場合には1回分使用料2,000円(4時間)を納入するものとする。

(4)アトリエ会員支援指導会員：賛助会員に指導する際の本会への費用徴収は全て免除とする。

7.会費・使用料の徴収

(1)賛助会員年会費1,000円(年額)

翌年分を年内に事務局Cloud Nineに支払。

または、年会費分の切手を事務局に郵送(84円切手10枚と10円切手16枚)。

もしくは事務局銀行口座にお振込。

(2)アトリエ会員・絵画指導会員アトリエ使用料

来月分を今月中に、アトリエ管理ボックス、または事務局Cloud Nineに支払。もしくは、事務局銀行口座にお振込。

事務局銀行口座 常陽銀行(0130) つくば並木支店(168)

口座番号 1406463 口座名義クラウドナイン アサカワ カズヤ

*口座支払い、郵送などの際は、必ず会員のお名前を明記してください。

附則 この規約は2023年2月1日から施行する。

2023年8月1日一部改正